

特 記 仕 様 書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和2年度 高速3号線 G10 橋舗装修繕工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和元年9月）に基づき実施しなければならない。

第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 舗装について

広島高速道路公社制定「舗装設計基準」（平成21年8月）に基づいて、舗装構成を決定し施工を行うこと。

2 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和3年6月15日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備考
準備期間	60日	舗装工事【修繕】
後片付け期間	20日	
検査期間	13日	

3 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
- (3) 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。
- (4) 受注者は、広島県の「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という）に準じて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正・副2部納品しなければならない。
なお、電子成果品の内容については、監督員と協議し決定するものとする。

5 橋面防水工の規格について

NEXCO グレートⅡ性能規格

項目		基準値	試験方法
防水性試験※1		漏水しないこと	防水便覧[付録-1] 防水性試験Ⅱ
引張接着試験		-10℃ 1.2N/mm ² 以上 23℃ 0.6N/mm ² 以上 50℃ 0.07N/mm ² 以上	防水便覧[付録-1] 引張接着試験
せん断接着試験		-10℃ 0.8N/mm ² 以上 23℃ 0.15N/mm ² 以上 50℃ 0.01N/mm ² 以上	防水便覧[付録-1] せん断試験
耐薬品性試験	飽和水酸化カルシウム溶液	異常のないこと	防水便覧[付録-1] 耐薬品性試験
	3%の塩化ナトリウム溶液		
	3%の塩化カルシウム溶液		
舗設抵抗性試験		すべての供試体で異常のないこと (骨材による防水層の破損)	試験法 433 舗装抵抗性試験
膨れ抵抗性試験		3供試体の内、2体で異常のないこと (膨れ、気泡等)	試験法 433 膨れ抵抗性試験
はがれ抵抗性試験		すべての供試体で異常のないこと (防水層の破損等)	防水便覧[付録-1] はがれ抵抗性試験
温度変化及び薬品負荷		異常のないこと	試験法 433 温度変化及び薬品負荷試験
ホイールトラッキング負荷		異常のないこと	防水便覧[付録-1] ホイールトラッキング試験
ひび割れ開閉負荷		防水層が破断しないこと 負荷後の防水性試験に合格すること	試験法 433 ひび割れ開閉負荷試験

5 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第47条の3第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書 1-1-1-5 (コリンズへの登録) により、工事実績情報システム (コリンズ) へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

6 遠隔地からの労働者確保について

(1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費 (率分) に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：
11.25%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：1.31%

(3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書 (様式1) を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。

- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

8 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf参照）」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去3年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

9 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が28度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指

数（WBGT）を対象とする。

- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

ア 補正方法

(ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

(イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

(ウ) 補正値（%）＝真夏日率×1.2

イ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

10 週休2日モデル（受注者希望型）について

本工事は週休2日モデル工事（受注者希望型）であり、次により実施するものとする。

(1) 定義

ア 週休2日とは、1週間のうち、原則土曜日・日曜日の2日間および国民の祝日において現場閉所することをいう。

イ 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督員との協議により週休日を変更することができるものとする。この場合、4週間のうち8日間の休日を確保することとする。

なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。

ウ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所で内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。

なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

エ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみが行われている期間

(ウ) 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 実施方法

ア 受注者は、週休2日モデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出ること。

イ 受注者は、工事着手までに、週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。

なお、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記すること。

- ウ 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。
- エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。
- オ 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。
- カ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。
- キ 現場閉所状況が4週6休以上であった場合は、変更契約時において、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じることとする。
- （ア） 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上）
- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.05 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.04 |
| ③ 共通仮設費 | 1.04 |
| ④ 現場管理費 | 1.05 |
- （イ） 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25.0%（7日／28日）以上 28.5%未満）
- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.03 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.03 |
| ③ 共通仮設費 | 1.03 |
| ④ 現場管理費 | 1.04 |
- （ウ） 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日／28日）以上 25.0%未満）
- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.01 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.01 |
| ③ 共通仮設費 | 1.01 |
| ④ 現場管理費 | 1.02 |
- ク モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。
- ア 「3つの密を避けるための手引き」の活用
各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。
・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin
- イ 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用
各現場に配布し始業前の朝礼や KY 活動等において工事等の関係者に周知を図る。
・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf
※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。
- 例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等
- (2) 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督職員（調査職員）と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。
なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。
- (3) 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督職員に提出する。

- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

12 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 48 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

13 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督員と協議して決定するものとする。

土 木 工 事 施 工 条 件 明 示 事 項

1 工程関係

本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議すること。

2 建設副産物関係

(1) アスファルト殻

本工事で発生するアスファルト殻は、下記の施設へ搬入し、再資源化することを見込んでいるが、施設を特定するものではない。

- ・処分場所：広島市佐伯区五日市港 2-3-7 の大林道路(株)広島混合所
- ・運搬距離：片道運搬距離 16km
- ・受入費用：平日昼間の受入費用

なお、アスファルト殻に付着した防水シートの分別および防水シートの処分費は、計上していないため変更協議の対象とする。

(2) ショットブラスト工

本工事で発生するショットブラスト廃材の運搬・処分費は計上していないため、変更協議の対象とする。

(3) 道路付属施設工

本工事で発生する既設車線分離標廃材の運搬・処分費は計上していないため、変更協議の対象とする。なお、転用可能と判断できる既設車線分離標は転用する。

3 安全対策関係

- (1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、道路上での作業は交通誘導警備員を配置し、一般交通の安全と円滑な交通の流れを図ること。なお、交通誘導警備員は他の者と識別できる服装で交通誘導作業に従事すること。

- (2) 交通誘導警備員は、一般交通や工事用車両の誘導に対応するため、以下のとおり見込んでいる。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督員と事前に協議すること。

- ・交通誘導警備員 A（昼間、交替要員なし） 1 人×29 日＝29 人
- ・交通誘導警備員 B（昼間、交替要員なし） 1 人×29 日＝29 人

- (3) ゴールデンウィーク時の交通規制を伴う作業については監督員と協議すること。